

栃木県警察職員の健康管理に関する訓令

(平成十六年三月三十日)
(栃木県警察本部訓令乙第五号)

目次

第一章 総則（第一条－第三条）

第二章 健康管理体制（第四条－第十一条）

第三章 健康管理基準

第一節 職員の健康を維持するための措置（第十二条－第十四条）

第二節 健康診断（第十五条－第十八条）

第三節 健康診断の結果及び健康障害に対する措置（第十九条－第二十五条）

第四節 メンタルヘルス対策（第二十六条）

第五節 感染症対策（第二十七条－第二十九条）

第四章 雑則（第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この訓令は、栃木県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理及び安全衛生管理について必要な事項を定め、職員の健康の保持・増進及び安全衛生の確保を図り、もって勤務能率を向上させることを目的とする。

（職員の責務）

第二条 職員は、この訓令に定める健康管理上及び安全衛生管理上の措置に従うとともに、次の事項を遵守して健康の保持・増進及び安全衛生の確保を図らなければならない。

- 一 傷病の予防に心掛けること。
- 二 年齢、体力に応じた運動を励行し、健康づくりに努めること。
- 三 良好な食生活と適度な休養に心掛け、自主的な健康管理に努めること。
- 四 メンタルヘルス（職員が職場環境に適応して、自己の能力を十分に発揮することのできる心の健康をいう。）の維持及び向上に努めること。
- 五 生活習慣に起因する疾病を発症した場合は、適正な治療を受けるとともに生活習慣の改善に努めること。
- 六 業務災害を防止するために必要な事項を守り、安全 □□□□ 衛生の確保に努

めること。

(秘密の保持)

第三条 職員の健康管理業務に従事する職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二章 健康管理体制

(総括安全衛生管理者)

第四条 栃木県警察本部（以下「本部」という。）に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、警務部長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、健康管理及び安全衛生管理に関する業務を統括管理する。

(健康管理責任者)

第五条 本部に、健康管理責任者を置く。

2 健康管理責任者は、警務部厚生課長の職にある者をもって充てる。

3 健康管理責任者は、総括安全衛生管理者の命を受け、次に掲げる業務を行う。

一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二 職場環境の改善指導に関すること。

三 職場における災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

四 職員の健康管理に関する計画の立案及びその実施に関すること。

五 健康診断の実施及び運用に関すること。

六 衛生管理者及び安全衛生推進者の養成に関すること。

七 健康管理事務担当者の指導及び教養に関すること。

八 職員の健康管理に係る他の管理部門との連携に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全衛生管理上必要な事項に関すること。

4 健康管理責任者は、総括安全衛生管理者に事故あるときは、その職務を代理する。

(健康管理者)

第六条 所属に、健康管理者を置く。

2 健康管理者は、所属長をもって充てる。

3 健康管理者は、総括安全衛生管理者の指揮の下、健康管理責任者と連携して所属の職員の健康管理及び安全衛生管理に関する業務を管理する。

(健康管理専任者)

第七条 本部に、健康管理専任者を置く。

2 健康管理専任者は、保健師又は看護師の資格を有する者をもって充てる。

3 健康管理専任者は、健康管理責任者の指揮の下、次に掲げる業務を行う。

- 一 健康診断の実施に関すること。
- 二 本部内での診療に関すること。
- 三 健康相談、保健指導及び疾病管理に関すること。
- 四 職員の衛生教育に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全衛生管理に関し、健康管理責任者が命ずること。

(衛生管理者等)

第八条 所属に、衛生管理者を次のように置く。

- 一 警察本部庁舎 三人
 - 二 職員数が二〇一人から五〇〇人の所属 二人
 - 三 職員数が五十人から二百人の所属 一人
- 2 職員数が五十人未満の所属に法第十二条第二項に規定する安全衛生推進者を置く。
- 3 衛生管理者及び安全衛生推進者は、所属等において労働安全衛生法（昭和四十七年法律五十七号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する業務を行うほか、健康管理医の指導及び助言を受け、職員に対し保健衛生に関する指導及び教養を行う。
- 4 健康管理者は、衛生管理者を選任し、又は解任したときは、衛生管理者選任・解任報告書（別記様式第一号）により、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(健康管理事務担当者)

第九条 所属に、健康管理事務担当者を置く。

- 2 健康管理事務担当者は、所属の職員のうちから健康管理者が指名する。
- 3 健康管理事務担当者は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 職員の健康管理に関する資料の整理に関すること。
 - 二 救急資器材、薬品等の保管に関すること。
 - 三 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全衛生管理に関し、健康管理者が命ずること。

(健康管理医)

第十条 本部及び警察署に、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、本部においては警察本部長（以下「本部長」という。）が、警察署においては警察署長が委嘱する。
- 3 健康管理医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 三 衛生教育に関すること。
- 四 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(健康管理委員会)

第十一条 警察本部庁舎及び本部庁舎以外の所属に、別表第一に定める構成による健康管理委員会を置く。

- 2 健康管理委員会は、法第十八条第一項に規定する事項について、調査及び審議を行う。
- 3 健康管理委員会は、前項の調査及び審議の結果、職員の健康管理上改善を要すると認める事項があるときは、総括安全衛生管理者に報告するとともに本部長に意見を述べるものとする。
- 4 健康管理委員会の庶務は、本部にあっては警務部厚生課、その他の所属にあっては当該所属における健康管理事務を担当する課（係）において処理する。

第三章 健康管理基準

第一節 職員の健康を維持するための措置

(職場環境の維持改善)

第十二条 健康管理者は、快適な職場環境の向上を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ換気、採光、照明、保温、防湿、受動喫煙の防止その他清潔の保持のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

(健康教育)

第十三条 健康管理責任者及び健康管理者は、職員の健康管理、保健衛生等に関する知識の普及及び向上を図るため、健康教育の推進に努めなければならない。

(体育活動等の推進)

第十四条 健康管理者は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動を推進するとともにレクリエーションその他の健康増進活動について便宜を供与するなど、必要な措置を講じなければならない。

第二節 健康診断

(健康診断の種別)

第十五条 健康診断は、採用時健康診断、定期健康診断、特殊健康診断及び臨時健康診断とする。

- 2 健康診断の検診区分及び検査項目は、その都度、総括安全衛生管理者が定める。

(健康診断の実施機関)

第十六条 健康診断は、総括安全衛生管理者が指定する医療機関において行うものとする。

(受診義務)

第十七条 職員は、該当する健康診断を受けなければならない。ただし、疾病の治療等で当該健康診断の検査項目を他の医療機関において受けている者（以下「個人受診者」という。）及び健康診断を受診することができない特別な事情がある者で事前に健康管理者の承認を受けた者は、この限りでない。

2 健康診断は、勤務の都合その他やむを得ない事由がある場合を除き、指定された期日又は期間内に受診するものとする。

3 健康管理者は、前項の期日又は期間内に健康診断を受診できなかった職員については、あらためて速やかに受診させるよう配慮しなければならない。

(健康診断実施結果の報告)

第十八条 健康管理責任者は、職員の健康診断（採用時健康診断を除く。）を実施したときは、その結果を速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 個人受診者は、健康診断の結果又は健康診断の検査項目の結果を個人受診結果報告書（別記様式第二号）により健康管理者に報告するものとする。

3 健康管理者は、前項の報告があったときは、速やかに健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第三節 健康診断の結果及び健康障害に対する措置

(精密検査)

第十九条 職員は、健康診断の結果、精密検査又は再検査（以下「精密検査等」という。）を要するときは、速やかに医療機関の検査を受けるものとする。

2 職員は、精密検査等を受診したときは、その結果を精密検査受診結果個別報告書（別記様式第三号）により、速やかに健康管理者に報告するものとする。

3 健康管理者は、前項の報告があったときは、速やかに健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(生活習慣病の改善のための措置)

第二十条 健康管理者は、健康診断の受診時に、生活習慣病により医療機関において治療中である旨の申立てを行った職員のうち、健康診断の結果が著しく悪化している職員に対し、次の措置を行うものとする。

一 治療状況及び病態の把握

二 定期的な通院と主治医の指導に対する励行の指示

三 病状を改善するための努力をした結果の確認

(健康管理の記録)

第二十一条 健康管理責任者は、職員の健康診断結果その他健康管理上必要な事項

を健診台帳（別記様式第四号）に記録して、これを五年間保存しなければならない。

（健康管理指導区分の指定）

第二十二條 健康管理者は、次に掲げる職員について、健康管理医又は医療を担当した医師の意見を勘案し、別表の健康管理指導基準に定める健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）を指定しなければならない。

一 第十五条に定める健康診断により、健康に異常があると認められた職員

二 指導区分に該当する傷病があると判明し、診断書を添えて届け出た職員

2 健康管理者は、指導区分の指定をした職員に対し、事後措置の基準に定める必要な措置を講じなければならない。

3 指導区分の指定を受けた職員は、医師及び健康管理者等の指示に従い、療養及び治療に専念し、健康の早期回復に努めなければならない。

（長時間時間外勤務者の報告等）

第二十二條の二 健康管理者は、長時間の勤務により疲労の蓄積が見られる職員その他健康上の不安を有している職員があると認める場合は、別に定めるところにより、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けた時は、別に定めるところにより、健康管理医による面接指導等必要な措置を講じなければならない。

（指導区分の変更等）

第二十三條 指導区分の指定を受けた職員は、病状が回復し又は悪化したことにより指導区分の変更又は指定の解除を受けようとするときは、医師の診断書を添えて指導区分の変更・指定解除願（別記様式第五号）を健康管理者に届け出るものとする。

2 健康管理者は、健康診断の結果又は前項の届出により必要があると認めるときは、当該職員の指導区分を変更し又は解除するものとする。

（指導区分の通知及び報告）

第二十四條 健康管理者は、指導区分を指定し若しくは変更し又は解除したときは、当該職員に通知するとともに、健康管理指導区分指定・変更報告書（別記様式第六号）により、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（就業の禁止措置）

第二十五條 本部長は、次の各号のいずれかに該当する職員の就業を禁止することができる。

一 感染性疾患の患者又は無症状病原体保有者で他の職員に感染するおそれがあると認められる者

二 精神的又は身体的に不健康な職員であって勤務に就かせることが不相当と認

められる者

第四節 メンタルヘルス対策

(メンタルヘルス対策)

第二十六条 健康管理者は、職員のメンタルヘルスの維持及び向上のため、次の措置を講じなければならない。

- 一 職場における健康相談を適宜実施し、メンタルヘルスに関して指導が必要な職員の早期発見に努めること。
- 二 治療を要する職員に対し、健康管理責任者と連携して、健康相談、保健指導、専門医の紹介等、職員の早期回復のために必要な措置を行うこと。
- 2 健康管理者は、メンタルヘルスに関して指導が必要な職員を認知したときは、職場環境の改善その他必要な措置を講ずるとともに速やかに総括安全衛生管理者に報告するものとする。
- 3 健康管理者は、治療のために休暇中の職員が復職するに当たっては、主治医及び健康管理責任者と連携して、復職の時期、勤務体制等について十分協議し、疾病の再発防止のために配慮すること。

第五節 感染症対策

(感染症の予防)

第二十七条 健康管理者は、庁舎及び附属施設を清潔に管理し、常に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号以下「法律」という。)第六条第二項から第七項に規定する感染症の予防に努めなければならない。

(感染症発生の際の措置)

第二十八条 職員は、本人又は本人と同居している者が法律第十二条第一項及び第二項に該当する場合は、次に掲げる事項を健康管理者に届け出なければならない。

- 一 病名、発病時期及び場所
 - 二 主治医の住所及び氏名
 - 三 入院年月日及び場所
 - 四 感染の経路及び措置状況
- 2 健康管理者は、前項の届出があったとき又は届け出なければならない事態が発生したことを認知したときは、直ちに感染症患者発生報告書(別記様式第七号)により、総括安全衛生管理者を経由して本部長に報告しなければならない。
- 3 健康管理者は、当該所属が使用し又は管理する施設において前一項に定める感染症が発生したことを認知したときは、直ちに感染症患者発生報告書(別記様式第八号)により、総括安全衛生管理者を経由して本部長に報告しなければならない。

(感染症転帰の際の措置)

第二十九条 健康管理者は、前条第一項の感染症患者の転帰が認められたときは、速やかに感染症患者転帰報告書（別記様式第九号）により、総括安全衛生管理者を經由して本部長に報告しなければならない。

第四章 雑則

(補則)

第三十条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平十八、三、七栃木県警察本部訓令乙第六号）

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平二二、三、十九栃木県警察本部訓令乙第八号）

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平二六、三、二七栃木県警察本部訓令乙第四号）

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。